

平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）会議録（第3日）

平成25年6月7日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第33号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第34号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第38号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び兵庫県市町交通災害共済組合同約の変更について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第33号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第34号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第38号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び兵庫県市町交通災害共済組合同約の変更について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	中 井 政 喜	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	井 村 淳 子	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経済建設部長	堂 本 正 広
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一
税 務 課 長	三 輪 元 昭	町 民 課 長	森 川 勝
生活環境課長	宗 野 祐 幸		

（開議 午前10時00分）

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようござい

ます。

平成25年第3回太子町議会定例会第3日目におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第3回太子町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 議案第33号 平成25年度  
兵庫県太子町一般会計補正予  
算（第1号）**

**○議長（橋本恭子）** 日程第1、議案第33号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月4日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** それでは、二、三、質問していきます。

まず1つ目は、10ページの……。

**○議長（橋本恭子）** 濟いませぬ。もう少しマイク近づけてください。

**○井川芳昭議員** ちょっと身長が高いんで届きませんが、10ページの一番上のところ、歳出で新庁舎建設設計、監理費減額ということで、これ前の議会でもそんな話で、前倒しということで、ここにも830万円ですか、減額ということで載っておりますが、新庁舎の設計、建築事業に対する計画スケジュール等々もあって、これについても大体もとの設計の業務委託を5,800万円というところで、大体11月エンドというところになってると思うんですけども、これ現在の設計に対する、いろいろと委員会、各自治会、団体の方々の会議録も拝見しながら見ておりますけども、現在の進捗状況なり、また問題点等々が

あれば、ひとつお話を聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、その下の下水道事業特別会計繰出金追加1,200万円、これについても生汚泥の処理云々という話もされていましたが、これについての再度の詳細説明をもう一度わかりやすくお願いいたします。

それと、工事請負費の総合公園の整備工事減額、これも6,500万円という減額の中で、これも前倒しの話もされてたのかなと思えますけども、少し額的にも、これ減額の額も多いということで、これについての再度の詳細説明。

それと、その下の工事請負費、鵜旧国道の道路整備、これについても吉田議員も一般質問の中でも話もされておりますが、約1億円の減額ということで、もうこれもかなりの減額ということで、これの内容の説明についても、現状も含めてお願いしたいと思います。

その下の同様に用地購入費の減額、約2,000万円のことにしても同じく説明もしていただきたいと思います。お願いいたします。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** 1点目の新庁舎の現在の進捗状況でございますが、もう議会も御存じのように、新庁舎建設検討委員会、それから分科会等でいろいろ御意見を伺っております。その中で、特に本会議場の空調関係だとか、また応接室だとか、控室だとか、いろんな御意見を承っております。そういった中で、実施設計の中で反映できるものは反映していきたいというふうに考えております。

それから、それは議会サイドの御意見を承るほうなんです、片や私たち内部のほうでは、いわゆる受け付け、今非常にこの庁舎では受け付けがなかなかスムーズにいかないということはもうどなたも御存じのとおりなんです、いかに証明書発行だとか、受け付け事務だとか、いわゆる一般的には総合窓口というふうに言われている他団体の窓口もありますが、そういったものをいかに効率よく、

町民の皆さんに気持ちよく窓口へ来ていただいて気持ちよく帰っていただくか、そういうものを実施設計に反映したいと思っております。

それからあと、細かい話なんですけど、例えばLED照明、仮に照明一つをとってみますと、LEDのことはもう今の御時世LED化は当然でありますけど、全棟、執務棟、それから地域交流センター、それから議会棟、それを全ての照明を全てLEDにするということも考えておったんですが、やはりそのコストの関係もございますので、できるだけコストのことも考えながら、この部分はLEDにしましょう、この部分はそうじゃないものにしましょう。ただ、そうじゃないものにしても、球をかえるだけで、器具そのものはLED対応にしたいとか、そういった細かい詰めを今現在行っているところでございます。大体そんなところでございます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 続きまして、下水道事業特別会計繰出金のことでございますけれども、これにつきましては、34号の下水の特会のほうでまたちょっと詳しく説明させていただきたいと思います。下水道事業に伴います一般会計からの繰り出しということで承知していただきたいと思います。

次に、工事請負費の6,500万円でございますけれども、これにつきましても、24年度の繰越明許のところで掲げております事業の中での3月に補正した分の25年度の事業につきましての減額でございます。

あと、鶴田国道線につきましては、一般質問でも吉田議員のほうからありましたように、庁舎南側の町道鶴田国道線の整備につきまして、これにつきましても繰越明許のほうで24年度の事業として行うための減額でございます。これの進捗状況としましては、今現在実施設計の段階で、雨水幹線の関係のボックスカルバートの撤去等について今詳細に設計をしております。また、西と東の交差点の取り合いにつきまして、公安との協議なんか

もありますので、随時一生懸命努力させていただきます。

次の道路用地購入でございますけれども、これにつきましても、繰越明許の中で行っております鶴田国道線の拡幅に伴います道路用地の購入ということで、東芝の現在駐車場のところを道路を広げます分購入するというところで、それにつきまして、既に繰越明許のほうで事業費として上げておりますので、減額ということでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 新庁舎のことなんやけど、これについてもいろいろ先ほど部長のほうから話もありました。議会側の方の要望等々の話もいろいろ分科会のほうでもしてもらっているという話も聞いて、報告書も上がっております。その中で、議員控室というんですか、会派等々は今後どうなんかなという話の中で、議員控室の話になると、いや、それ要らないでしょうと。話の中では、それはもう議員が個人で個人事務所持ったたらええんやとか、そんな話私聞かして、そんなん私持ってますからどうでもいいんですよ。前からそんなんあります。いや、そういうことじゃない。議員控室、庁舎にあるのは、別に個人事務所がどうのこうの問題じゃない。やっぱり住民の方と話をしていくときに要るもんやということで、こちらは話をしてるつもりなんやけど、それ何か、もう議員なんか要らんやという考え方もわかります。でも、相互理解は必要で、なかったらあかんもんは、ないもんはあかんとして考えてもらわんと困るんやね。こんなん勝手に個人事務所持ったたらいいんですわという、そんなん話にならんですわ。持ってます、私。

それと、この間も、ある議員も一般質問の中で、議会の議場が透明やから、皆さんに透明性のあるという話もされてました。そら、議会の議場を透明にしたから透明性があるんじゃない。いろんな意味で、情報公開である

とか、皆さんの町民の方にいろんなこんなこと太子町はしてるでという情報公開が透明性のあることであって、議場を透明にしたら透明性があるんやと、何かわけがわからへんのや。そんなことは別に透明にしようがしまいが関係ない。何かあたかも議場が透明になったら透明性があるんやという、ようわかりません。もともと建設には私ども反対の立場ですから、まあ勝手に言うとりゃええ話になるんでしょけど。こういったこともある意味考えてもらってしてもらわないと、承服できないんです。住民があって太子町があるんであって、庁舎があって太子町があるんじゃないんですよ。

○議長（橋本恭子） 済いません。井川芳昭議員、これ分科会もありますので。

○井川芳昭議員 持論を述べたらあかんので。

○議長（橋本恭子） この場では言うことでなくて、もう少し的を絞って聞いてください。

○井川芳昭議員 まあそんなところで、もっともとその辺のことについても、これは分科会もあるんでしょけど、この辺についても再度当局の考え方をお聞きいたしたいと思います。

あとのその質問に関してのことについては、繰越明許の話とか、ことがあったんで、堂本部長のほうには再度お聞きするつもりはありませんけども、その点についてだけ再度お答えいただけますか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 議員の控室の件につきましては、当然設けることは、もう既に図面のほうお渡しをしております。ただ、いろんな御意見を聞いておりますと、個室が望ましいような御意見もございます。それは町民の皆さんにとって、皆さんの話がプライベートなことに關するという御意見も頂戴しております。その点につきましては、十分配慮した控室といいますか、相談室といいますか、そういうものにしたいと思っております。

す。

それから、議場も透明という今お言葉が出ましたが、これは議場のみならず、我々執務棟、それから議会棟、地域交流センター、それぞれ町民の皆さんが来ていただいて、開かれたまじり庁舎というものも一つの大きなコンセプトにいたしております。気持ちよく役場に来ていただいて気持ちよく帰っていただく、こういうものを大事に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 1点お聞きします。

新庁舎建設監理費がここでは830万円減額ということで出てるんですけども、私どもが今住民を含めて一番気にしておるのは、前々から当局にはお聞きしておるんですけども、この29億円に対して約5億円の増額の予算、それとその理由。理由というのはやっぱり何かという形がもう少し詳細に我々にお聞かせ願いたいのと、それと今それぞれの実施設設計がなされておると思うんですけども、それに対して各要る管理費、これがどれぐらい新庁舎に関しては必要なのか。ここを我々いつも住民さんに、本当にどういうことで予算が追加されたのか、また管理費はどれぐらいなるのかという形が我々一番気にしておるところです。また、一番聞かれるところです。というのは、昨日も一般質問で出ておりましたように、要はいろんな内容で建設がされようとしておるんですけども、あすかホール of 文化ホールと、また新庁舎のほうでのいろんな利用できる形が、住民とのあれを目線を合わせた形で利用できるという形ができとんですけども、それがダブって、本当に必要ないもんができてないか、そこら辺を含めて、とにかくこの必要の予算の5億円の要る理由と、それからそれに対して個々の管理費がトータル的に幾らになるんか。また、それがいつ明確にわかるんかを教えてもらいたいんです。

以上です。

**○議長（橋本恭子）** ちょっと済みません。その質問に対して、この今の現状は新庁舎建設の建設監理費の減額でありまして、その部分ではないかと思います。それで、この間説明がありましたが、国の緊急対策の前倒しでこうなったということでありましたが、井川議員のようなちょっと部分的な質問に入っていて、ここの今吉田日出夫議員の内容についてはちょっと、関連はありますが、少し離れてるように思いますので、その分をちょっと御理解いただきたいと思います。

答弁できますでしょうか、部長。

**○総務部長（香田大然）** 29億6,500万円の債務負担行為を設定いたしました、5億円という話は恐らく私どもが当初約7,000平米で24億円ぐらいだろうということからの御発言だと思います。

これは何回となくこの今席でも申し上げますが、約7,000平米ということにして、他自治体の同様の新庁舎の落札価格をもとにすると約24億円ということはもう再々申し上げております。そういった中で、基本設計を進めていくうちにいろんなことを考慮しますと、29億6,500万円ぐらいの債務負担行為を組んでおかないことにはだめだろうという流れは前々から申し上げているところでございます。

それから、いわゆる庁舎管理費、ランニングコストのことをおっしゃってるんだろと思いますが、これは他団体へ視察に行きましても、やはりコストはかかります。当然、この庁舎よりも物が大きくなる、当然平米数も大きくなって、物が大きくなるわけですから。ですから、私たちの家庭において考えてみると、例えば30坪の古い家に住んでました、でも家を新築しましょうと、じゃあ45坪の家になりました、当然平米数も増えます、電気代、光熱水費、その他もろもろ上がっていくと思います。そういった意味では、清掃関係も含めて、これは現庁舎よりも、大ざっぱに、一言で言うと、いわゆる管理費という

ものは上がっていくであろうということは、まちづくりの集いでも御答弁したところでございます。

それから、地域交流センターのことをおっしゃってるんだろと思いますが、その辺は今後庁内で、あすかホール、中央公民館、また地域交流センター、そういったものの再構築といいますか、使い方、地域交流センターをどういったふうに使うか、また中央公民館とどう連携するか、あすかホールとどう連携するか、そういったものをまた知恵を絞って、よりよい地域交流センター、それこそ気軽に町民の皆さんが地域交流センターへ来ていただけるようなものを目指して、これからもオープンするまで知恵を絞っていききたいと、こういったところでございます。

**○議長（橋本恭子）** ほかにありませんか。  
佐野芳彦議員。

**○佐野芳彦議員** 1点だけお尋ねをいたします。

今回の補正は国の緊急経済対策の平成24年度の前倒し分が主だと思うんですけども、今回でこの前倒し分の補正は全部終わっているというのか。もし終わっていなければ、まだ事業が残っているというのであれば、どういう事業が残っているのか、お尋ねをいたします。

**○議長（橋本恭子）** 財政課長。

**○財政課長（堀 恭一）** 今回の国の24年度補正予算に伴う緊急経済対策につきましては全て終わっております。

以上です。

**○議長（橋本恭子）** ほかにありませんか。  
清原良典議員。

**○清原良典議員** 10ページの、大きな金使うんやったら、太子町内の消えかかっとう白線を皆直せと言われとる新庁舎の南の旧国道の道路工事ですけども、今まで何度となくこの話を聞いて、一つまとまった答えは、完了25年度に終わらすと。ということは、26年3月に終わらすということで私は認識しとるんですけども、この6月議会にも提案されてない

し、そしたら9月かなと。そうなれば、ずっと当局が言われとる25年度末、間に合うんかいなと。これ一つの工事なら繰り越しもまた考えてもええと思うんですけども、今しきりに言われとるこの新庁舎の工事が隣接してますから、どんどんどん後ろへ延びるだけと思うんですけども、その辺、もう今も実施中、計画中や、実施設計中やというて言われるんやけども、実際のとこ、いつごろの発注の予定をされとるんか。せめてそれぐらいはお答えを願いたいなと。

以上です。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 清原議員のおっしゃるとおりでございます。今、本来であれば6月議会にこの工事の関係の議決をいただくという予定で進めておりましたけれども、当初は今年度中にするということで、それほど急いではなかったんですけども、3月に補正をかけて、その分を前倒しでやらせていただくということで、早急に設計にはかかっておるんですけども、いろいろと、今言いましたように交差点の取り合いであるとか、またボックスカルバートの変更であるとか、そういったことでなかなか設計が早く進んでおりません。一応こちらの予定としては、6月中に設計を完了させて、7月には入札をかけたいなというふうに考えております。入札の結果次第で、議会にかけると金額を超えた場合には臨時議会というようなもので対応させていただきたいなということを今考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 清原良典議員。

○清原良典議員 いや、十分わかったんですけど、今の部長の答弁の中に、議会にかけると金額を超したらって言われるから、そなん、超さなでけへんのちゃうんかいな。何ぼ金額が隠れたや何や言うても、今1億円から言うるとるやつが議会かけえでもええような金額なるはずがないでっしゃんか。そうでしょ。そこだけもう一遍お答え願えますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然そういうことにはなるんですけども、結果が出ておりませんので一応そういう言い方をさせていただきます。

以上でお願いします。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

~~~~~

日程第2 議案第34号 平成25年度 兵庫県太子町下水道事業特別 会計補正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第2、議案第34号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月4日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 では、代表してませんが、言わせてもらいます。

6ページの下のところ、これの工事請負費の、合併浄化槽の設置工事費追加の件についてもいろいろと提案説明もあったかと思うんですけども、これも理由、増加、追加の理由をまた再度の詳細説明をお願いしておきます。

それと、今これ現在どこに発注をかけとかなあと思うんやけど、その辺についてもお答えを願います。300万円ほどですけれどね。

それと、下の前処理場の先ほども少しお話ししましたが、生汚泥のことの、これの搬送計画、これについてもほかの女性議員の方も、何でこんな970万円かかるんやと、検討するのに。私もちょっとだけ思いましたが、そんなに強く思わなかったんやけど、ある意味1,000万円近く、検討するのに、どれぐらいの期間で、どれぐらいの日数で、どこの委託業者いうんですか、どんなところに頼むのかという再度の詳細説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それではまず、工事請負費のほうから説明させていただきます。

これは阿曾地区、太子龍野バイパス北側におきまして開発行為が予定されております。建築物は営業倉庫、事務所で、従業員数30名程度ということでお聞きしております。その場合の浄化槽の設置につきましては、町の条例であります合併浄化槽の設置に関する条例というのがありまして、通常公共下水につないでいただくのが本来ですけれども、なかなか距離がありまして、つないでいただくことができませんので、町のほうから合併浄化槽を設置しまして下水道料金をいただくというふうなことでございまして、それに対する追加の工事費でございます。

一応、浄化槽の基準ですけれども、J I Sで定めておりまして、人数によるものについては、30名に係数0.3を掛けて、通常おられる人間を9人と仮定します。また、面積によりまして96平米ということで、それに係数の0.06を掛けることによって5.76人、これを足しまして、14.76人という算定で合併浄化槽を設置しております。合併浄化槽につきましては、既成のものとしましては、この

14.76に見合うものとしては、18名分の合併浄化槽がありますので、その設置費用として上げさせていただいております。

続きまして、委託料についてでございます。

これにつきましては、経済建設常任委員会でも若干説明はさせていただいておりますが、ほかの議員の方は余り御存じでないので、改めて説明させていただきます。

まず、前処理場の現状について説明をします。

昭和49年に事業着手しまして、昭和54年7月より供用を開始しております。当時の処理能力につきましては、1日最大4,000立方メートルで、当時は8事業者がありました。当時の処理としては、1日3,500立方メートルを処理しておりました。本年の7月には供用開始から34年が経過することになりますが、その間修繕、補修により維持管理を行ってきましたが、修理するための部品がなくなってしまうような状況を迎えてきております。

前処理場の施設を更新する時期を過ぎてはおるんですけれども、現在3事業所から1日当たり約150立方メートル前後の処理を行っております。施設の更新につきましては、多額の費用が発生するとともに、処理の量から考えると、施設の更新をしないで、別の方法での処理について、過去にもいろいろと検討しましたが、結果的には改善には至っておりません。

現時点で考えられる可能な処理方法として、汚泥を今のように乾燥処理をしないで、生汚泥の状態で濃度調整により汚泥処理場に搬入する方法が考えられますが、これにつきましては、関係市町、県と協議する必要がございました。それで、平成25年2月6日、兵庫県、姫路市、たつの市、太子町で構成します兵庫西流域下水汚泥処理事業担当者会議の場で太子町の現状を訴えるとともに、生汚泥による処理の案を提示し、意見を求めました。その結果、3月21日、構成市町は同じであります兵庫西流域下水汚泥処理事業推進協

議会及び幹事会場で、関係市町及び県より、生汚泥による処理につきまして合意に至りました。

ただし、諸条件を満たさなければ県の施設への受け入れは難しいということで、いろいろな諸条件をいただきました。

また、姫路市からは、県の施設への搬入が物理的に困難な場合は、これについても諸条件を満たせば受け入れは可能というふうな回答もいただきました。

まず、第1の搬入先としては、県の施設であり、今現在前処理場で処理した汚泥を搬入しております兵庫西流域下水汚泥広域処理場となります。また、第2の搬入先としては、同じく県の施設である福井送泥ポンプ場となります。その県の2施設の搬入が物理的に困難であるということになれば、諸条件を満たすことによって、姫路市の施設である福井前処理場への搬入も可能となります。

主な諸条件としましては、投入口の設置及びその施設の改良、また臭気対策、対応施設の維持管理及び改築の更新の負担、汚泥濃度差の調整、搬入汚泥量の測定及び濃度の測定等の諸条件が上げられております。

生汚泥による処理のほうが経費が少なくて済むとは限りませんが、供用開始から34年が経過した前処理場を更新する場合とその経費の比較について検討するために今回委託をするものでございます。

業務の内容としましては、貯留槽及びポンプ設備の施設図面及び概算事業費の算出、脱臭対策の検討及び事業費の算出、汚泥濃度調整施設及び事業費の算出、その他この計画に必要な施設建設事業費等、これらに対する費用対効果の算出を委託するものでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどのその汚泥の件で、その辺の委託の内容の話も、今図面とか事業

費の話もありましたが、これ1社だけやなしに、いろんな、この中身を見ると、1社の委託じゃなしに、いろんな会社に委託するつもりであるのかと、もう一つは、その委託する期間、いつからいつまでのことで検討してやっていることをしているのかということも含めて再度説明を。

それともう一つ、その上の工事請負費の、阿曾のところの合併浄化槽の件ですけども、これ今聞いたとったら浄化槽の規格の話とかちょっとされてましたけど、これ追加工事費でしょ。だから、これ何をどんな話がもともとあって300万円の追加の話なんかということも含めてお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず最初に、合併浄化槽の追加のことですが、通常の一般家庭用の合併浄化槽を設置する分の経費は当初から組んでおりましたけれども、ちょっと規模が大きいので、それにこの工事を追加というかプラスをすることによって、その開発に対応するというところでございます。

続きまして、前処理の関係でございますけれども、数社に委託するようちょっと印象を与えたかもわかりませんが、業務の内容が多岐にわたるということで、総合的なそういうコンサルができるような事業所をお願いする予定でございます。

また、期間でございますけれども、当然できれば早い時期にこちらも作業にかかりたいということもありますし、また県、姫路市、たつの市とも協議する必要がありますので、契約はできるだけ早く行い、期間については、いつまでにとすることは、できるだけ早い段階でというふうには考えてはおるんですけれども、できましたら来年度の予算に反映させるような形で処理できたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。
中井政喜議員。

○中井政喜議員 今、説明を事前に受けておりますので、ちょっと私が気になってる件だけお尋ねをしたいと思います。

阿曾地区内の合併浄化槽の関係ですけれども、これ細かく合併浄化槽のことについて、本体のことについて説明受けたんですけれども、この合併浄化槽つくって、そして当然のことながら下水管に接続されてくるわけですね。当然そこで距離感的にどのぐらいの管が必要なのかなということはちょっと聞いておきたいんですけれども。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、合併浄化槽の件ですけれども、公共下水が行かないので設置をさせていただいております。

あと、公共下水をつなげる距離としましては、一応100メートルという距離であれば迎えに行くんですけれども、それを今回は超えておるということで、公共下水が200メートルも300メートルも設備するのは大変だということで、今回合併浄化槽を設置させていただいて、単独で処理をするということでございます。よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 前処理場の管理費、これは生汚泥の搬送計画、検討するということは、これ前回の議会の定例会で経済建設ですか、常任委員会に説明があった、その件と一緒になのかということと、それと費用なんかに対しては先ほど説明いただきました。そういう中で、どのように検討されるということも聞きました。やって本当にうまくいかなあということもちょっとまだはっきりしないということも聞きました。そういう中で、処理に対し、少しでも削減の可能性があれば本当にいいことなんですけど、可能性として多分、これ以前にもいろいろ説明聞いた中では、あるのじゃないかなということも聞いておりますので、そこらがどうかと思いますけど、どう思われますか、部長のほうで。よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 議員おっしゃるとおり、前の予算のときですか、説明をさせていただいた件と同じ件でございます。

またあと、生汚泥を処理するほうがメリットがあるんじゃないかということで考えておりますのは、今の熱処理をしている工程があります。それが全てしなくてもよくなるということで、ざっくりばらんに言うと、入ってきたものを受け入れて、それをプールしておいて、それに水なり何なりを加えて希釈をしてバキュームカーで運ぶというようなことを考えておりますので、その設備費の維持管理、また更新のお金とか、そういったものは一切要らなくなるということが最大のメリットというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 今の説明聞いて、もう本当に当局の人も頑張っていたいて、少しでも削減していただきたいなということをお願いをします。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 今の委託料の関係で、最初の部長の答弁を聞いておると、途中までは非常に納得したんやけど、後半の部分になってまたちょっと不審な点がたくさん出てきたんですけれども、いろんな諸問題、たつの、姫路といろいろと協議を重ねて、解決せんことにはここまでこうへんわけやから、解決しとうから発注しようかという段階に来とるはずなんやね。ほんで、答弁もそうやったんやけど、後半の答弁で、まだ後に県といろいろとあらゆる諸問題を打ち合わせせなならんという答弁が追加になったから、何の、果たしてしたらこれは諸問題を解決するための委託なんか。

ほいで、部長の答弁の一番最後に、できれ

ば来年の予算に反映をしたいと。何を反映したいんやな。もうこの運搬委託業務を反映したいということなんですか。その辺ちょっときっちりとお聞きしたいんですけど。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 要は、案として姫路、たつの、県に承諾をいただいたいうことをまず前段はそういう説明したと思うんです。後段のほうの説明は、要は事業手法が決定したときに、それについて県なり、たつの市なり姫路市の承諾が要るということで、そういう意味での協議が要るということを申し上げたことでございます。

また、最後の来年度の予算に反映したいというのは、当然その結果が出ます。そうすると、どれが一番費用が少ないかということが出た場合には、例えばそしたら前処理場を更新するという結果になるかもわかりませんし、いやいや、生汚泥でそしたらやりますよということになるかもわかりません。その事業費の一部でも、全部でもいいから、来年度から取りかかりたいという気持ちで申し上げたんでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時46分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第3、議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月4日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第4、議案第36号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月4日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 後ろのほうから言えと言われてましたんで、代表いたしまして、大したことございませんが……。

○議長（橋本恭子） 済いませ。もうちょっとマイクに近づけてください。

○井川芳昭議員 これについても3月30日公布の4月1日から施行されたことによってということで、提案説明も受け、いろいろと複雑というか、簡単というか、いろいろと私も見てみたんですけども、1点だけ、これにもちょっと、参考資料にも書いてあるんですけど、特定世帯と特定継続世帯ということで見るんですけども、これ書いてあるとおり、特定月以降の5年を経過する月とか、継続世帯はその翌日からまた8年を経過する月とか書いてあるんですけども、これについて何か詳しく再度説明を受けたいんです。ただ、これもただこの期間のことだけで区別されとることだけじゃないですか。その辺も含めてお聞きしたいんですが。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、個々の改正に伴います特定世帯と、先ほど特定継続世帯についてのちょっと御質問なんです、この前に特定同一世帯所属者というのがもう一つあるわけございまして、この所属者につきましては、まず国保に加入したまま75歳を迎える等によって、後期高齢者医療制度への適用となり、国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して被保険者と同一の世帯に属する方を特定同一世帯所属者と呼んでおりまして、特定世帯というのは、この特定同一世帯所属者と同一の世帯の被保険者が1人だけとなった世帯のうち、特定日以後の5年間を経過する月までの間の世帯のことを特定世帯と呼んでおります。

そして、特定継続世帯というのは、特定同一世帯所属者と同一の世帯の被保険者が1人だけとなった世帯のうち、特定月以後5年間を経過する月の翌日から次の8年を経過するまでの間の世帯のことを特定継続世帯というふうに呼んでおります。ちょっとややこしくて申しわけないんですが、以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 変な質問であれなんですけども、特定継続世帯、8年を終了して、それ以降、年齢差がいわゆる8歳以上の開きのある人についての数の掌握というのはある程度されとんですか。もしわかれれば、微々たるものかと思えますけれども。なければ結構です。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほどの中島議員の御質問の数字でございますが、現在のところその数字は把握しておりません。申しわけございませんが。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ちょっと今お聞きしたのは、いわゆる特定継続世帯終了後、配偶者が逆にもとの国保に入ると、入らなければいけないというケースが、年齢差8歳を超える人以上なっちゃうわけですね。例えば御主人が75歳で、例えば66歳ぐらい……要は8年の、9年かな、ぐらいの開きになっちゃうと、その8年の継続が終わったとしても、まだ1年残るとか、その場合にやっぱり国保へ戻っちゃうわけですね、たとえ一年たりとも、奥さんのほうは。その辺のちょっと理屈をお願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 町民課長。

○町民課長（森川 勝） 先ほどの御質問にお答えしますけども、後期高齢へ行かれた方、御主人が75を超えられました。奥さんが65歳だったとします。その奥さんのほうは75歳までは国保のままでいらっしゃいます。その8年間については軽減が、5年間は2分の1、あとの6年目から8年目の3年間は4分の1の減免が受けられると。残りまだ75歳まで日がありますと、それについてはもう減免の措置はないということになります。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第5 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第5、議案第37号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月4日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても提案説明も先日受けて、施行日が25年7月1日からということで話もありましたが、これについても現行は一旦お支払いをして、後で返ってくるというようなシステムを今回で保険証と受給者証があれば、その時点でもう無料で行えるということで話お聞きして、これも幾らかスピーディーになるんやなということはわかるんですけど、それについてはわかるんですが、この2番目の文言の訂正のところ、この乳幼児から乳幼児等が変わるというところで、新旧対照表もちよっと見ながら、これは乳幼児から乳幼児等に変えるという意味合いがどんな意味を持つのか、この辺の説明をお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 町民課長。

○町民課長（森川 勝） 先ほどの御質問ですけれども、こちらのほう、21年の3月議会上程時に私どものほうの提案に等を入れるのを漏らしておりました。これについては非常に

申しわけございません。条例の文言にありますのが乳幼児等と、小学3年生までということで、等があるにもかかわらず、等を漏らしておったものでございます。取り扱いについては以前も、これからも変わりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第38号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について

○議長（橋本恭子） 日程第6、議案第38号兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、6月4日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても提案説明等々がありまして、参加する構成市町が1つ脱会するという事の変更だというふうに認識もしておりますが、せんだっての議会運営委員会でもこの内容について、そらほかの構成団体ですから、その脱会理由というのは、

そんなこと知りませんと言われればそれまで
なんですが、そのときにもお尋ねしたような
記憶がございます。これについては、養父市
さんはどういった理由でこれ脱退されたの
か。やっぱりデメリットがあるから脱退され
たんだなというふうには認識をしております
が、その辺については議運の席では承知して
いないということでも御返答もあったんです
が、今の時点で何かわかることがあればよろ
しく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 私ども脱退の
理由というのはお聞きしてるのは、やはり諸
般の事情ということしかお伺いしておりませ
んの、詳細についてはわかりかねます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありません
か。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の
方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したが
って、議案第38号は原案のとおり可決しまし
た。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

6月8日から6月16日まで委員会審査のた
め本会議を休会したいと思います。御異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日から6月16日まで本会
議を休会することに決定しました。

次の本会議は6月17日午前10時から再開し
ます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午前11時00分）